

# 名取市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

## 1 特定個人情報等の保護に関する考え方

名取市は、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び「名取市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（平成27年名取市条例第37号。以下「利用提供条例」という。）に定められた事務において、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。

番号法においては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、名取市は管理体制及び管理規程、取扱規定を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

## 2 特定個人情報等の保護方針

名取市は、特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

### ① 法令等の遵守

特定個人情報の適正な取扱いに関する以下の法令等を遵守する。

- 番号法
- 名取市個人情報保護条例（平成18年名取市条例第37号。以下「個人情報保護条例」という。）
- 利用提供条例
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）
- 独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）
- 名取市情報セキュリティポリシー

### ② 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

### ③ 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法及び利用提供条例に定められた事務において、必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

**④ 委託・再委託**

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法及び個人情報保護条例に基づき名取市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行う。

**⑤ 継続的改善**

特定個人情報等の保護に関する管理体制及び取扱規定等を継続的に見直し、その改善に努める。

**⑥ 本方針に関する問合せ**

名取市企画部 AI システム推進課 電話 022-724-7163